

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）を下記のとおり改正し、令和5年1月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添1第2章第13部第1節N002に次を加える。
 - (11) BRAF V600E 変異タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製は、病理組織標本作製するにあたり免疫染色を行った場合に、次に掲げる場合において、患者1人につき1回に限り、区分番号「N002 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製」の「7」のCD30の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、区分番号「D004-2」に掲げる大腸癌におけるBRAF遺伝子検査を併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。
 - ア 大腸癌におけるリンチ症候群の診断の補助に用いる場合
 - イ 大腸癌における抗悪性腫瘍剤による治療法の選択の補助に用いる場合

- (12) 早期大腸癌におけるリンチ症候群の除外を目的として、**BRAF V600E** 変異タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製を実施した場合には、区分番号「D004-2」に掲げるマイクロサテライト不安定性検査、又はミスマッチ修復タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製を実施した年月日を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発0304第1号)

改正後	現 行
<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部～第12部 (略)</p> <p>第13部 病理診断</p> <p>第1節 病理標本作製料</p> <p>N000・N001 (略)</p> <p>N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>BRAF V600E 変異タンパク免疫染色(免疫抗体法)</u></p> <p><u>病理組織標本作製は、病理組織標本を作製するにあたり免疫染色を行った場合に、次に掲げる場合において、患者1人につき1回に限り、区分番号「N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製」の「7」のCD30の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、区分番号「D004-2」に掲げる大腸癌におけるBRAF遺伝子検査を併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。</u></p> <p><u>ア 大腸癌におけるリンチ症候群の診断の補助に用いる場合</u></p> <p><u>イ 大腸癌における抗悪性腫瘍剤による治療法の選択の補助に用いる場合</u></p> <p>(12) <u>早期大腸癌におけるリンチ症候群の除外を目的と</u></p>	<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部～第12部 (略)</p> <p>第13部 病理診断</p> <p>第1節 病理標本作製料</p> <p>N000・N001 (略)</p> <p>N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(新設)</p>

して、BRAF V600E 変異タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製を実施した場合には、区分番号「D004-2」に掲げるマイクロサテライト不安定性検査、又はミスマッチ修復タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製した年月日を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

N003～N005-3（略）

第2節（略）

第3章（略）

N003～N005-3（略）

第2節（略）

第3章（略）